

令和5年
第8回定例会議事録

令和5年8月23日

泉大津市教育委員会

令和5年8月23日(水)午前10時より令和5年第8回泉大津市教育委員会
会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎 (オンライン)

出席事務局職員

教育部長	丸山 理佳
教育部次長兼教育政策統括監	鍋谷 芳比古
教育部教育政策課長	大塚 和弘
教育部指導課長	藤谷 考志
教育部生涯学習課長	中山 裕司
教育部スポーツ青少年課長	大和 宏行
こども育成課長補佐	小島 由紀
教育部教育政策課	三上 達朗
教育部教育政策課	友永 彩絵

案件

- 日程第 1 議案第30号 泉大津市立小中学校における学校事務連携に関する
要綱の制定について
- 日程第 2 報告第15号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 3 議案第31号 令和5年度泉大津市一般会計補正予算について

議事録署名委員

教育委員 澤田 久子

会議の顛末

- 竹内教育長 令和5年第8回教育委員会会議定例会の開会宣言
- 令和5年第7回教育委員会会議定例会議事録を一部修正のうえ承認

△日程第 1 議案第30号 泉大津市立小中学校における学校事務連携に関する要綱の制定について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、泉大津市立小中学校における学校事務・業務の効率性と確実性を高めるとともに、学校間連携・教育活動支援を進め、学校運営の活性化を推進すること、また研修等を通して人材育成をすることを目的として泉大津市教育委員会が実施する小中学校における学校事務の連携について、必要な事項を定めるものです。

根拠法令は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律 共同学校事務室 第47条の4 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。」によるものです。

制定内容は、別紙1のとおりです。「第2条 事務連携の総括については、泉大津市教育委員会事務局指導課が所掌する。」「第3条 事務連携を円滑に行うため、事務連携組織を置く。」「第2項 事務連携組織及び構成は、別表のとおりとする。」別表は別紙の3ページ目になります。「第3項 事務連携組織に所長及び副所長を置く。所長及び副所長は各事務連携組織の構成者の中から教育委員会が指定する。」「第5項 第3項で規定する所長で構成する事務連携総括者会議を置く。」「第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、事務連携に係る全ての構成者を対象とした事務連携実施全体会を召集するものとする。」以上のことから、従来、中学校区ごとの学校事務の共同実施のみでしたが、指導課が各中学校区の事務連携組織を総括することにより、指揮命令系統が明確化される形になります。

少し戻っていただきまして、「第3条第4項 各事務連携組織内に所属する学校事務職員が、組織に所属する他の学校事務職員と連携し、本務校以外の組織内小中学校に所属する学校事務職員が所掌する事務を共同して遂行するために、組織内各校の事務職員は本務校以外の組織内全校の事務を兼務する。また所長は、事務連携における事務を総括し、泉大津市内小中学校の事務を兼務する。」以上のことから、従来ですと大阪府へ事務職員の兼務発令の手続きを行っていましたが、本要綱の制定により、その手続きが不要となります。

事務連携を行う事務に関しては、第5条に記しております。「事務処理の一元化や効率化に関すること」、「研修に関すること」、「教育委員会との連携に関すること」、「その他教育委員会が必要と認めること」、となっております。

施行期日等は、令和5年8月26日からの施行になります。

◆教育委員（西尾剛）事務連携組織、例えば東陽中学校区事務支援センターというものは従来からあったんですよね。今回は、それを統括する事務連携総括者会議を置くということですか。

◎指導課長（藤谷考志）はい、今回は事務連携総括者会議を置くということと、そこを統括するのが教育委員会という形にすることで、今まで兼務発令を各中学校区でかけていましたが、それをしなくてよくなるということと、所長は市内全校に関わることができるようになるので、主に守秘義務について事務間でいろいろな部分でやり取りができるようになります。

◆教育委員（西尾剛）A 学校の事務職員が B 学校の事務は扱えなかったのが、兼務になればどちらも扱えるようになるということですか。

◎指導課長（藤谷考志）はい、そうです。

◆教育長（竹内悟）教員も事務も大阪府の職員なので、兼務させようと思うと毎回府にお伺いを立てる必要があったのが、市の中でできるようになるということです。

今までは中学校区で事務組織があって、いろいろな事務について、例えば、同じエクセルの使い方にしましょう、とかはしてきているんですよ。

◎指導課長（藤谷考志）今までは中学校区ごとで合わせていました。

◆教育長（竹内悟）では中学校区ごとで微妙に違っていたということですね。

◎指導課長（藤谷考志）はい。それを今回統一することによって、事務職員が他中学校区の学校に転勤したときも同じ方法で業務ができるようになり、効率化につながると考えております。

※議案第 30 号可決

△日程第 2 報告第 15 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものです。

報告対象期間は、令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までです。承認内容は別紙 2 をご覧ください。14 件承認しておりまして、そのうち 7 番、10 番、12 番、13 番、14 番につきましては、新規団体または新規事業です。

これまで後援名義使用の承認につきまして、いろいろご意見いただいております。その点について、近隣市町村の運用などについて聞き取りをしておりますので、この後の意見交換会でご説明させていただきます。

◆教育委員（西尾剛）10 番の事業は、だんじりと認知症がどう繋がっているかわからないのですが、どういう事業ですか。

◎教育政策課長（大塚和弘）認知症サポーターの養成というのは前から実施されており、だんじりの青年団を中心に認知症サポーターになっていただくという取り組みが進められておりまして、その養成講座の啓蒙とだんじりの伝統文化といった視点に関する講演を和歌山大学の先生を招かれて実施するという事業となっています。

◆教育委員（西尾剛）認知症のサポーターを養成するというのは、社会的によろしいことだと思うのですが、ただ教育委員会との関連性が薄いように思うのですが、どういう点が関連していると考えられるのでしょうか。

◎教育政策課長（大塚和弘）教育に限らず、認知症の方が徘徊されるだったりとかをサポートしていくという市内全体で取り組んでいるものになりますので、教育的視点というのは特にないのかもしれないですが、福祉的視点での事業ということで承認しています。

◆教育長（竹内悟）青年団が認知症サポーターをやっているということを広めて、だんじりの曳き手を増やすというねらいもあるのではなかったですか。

◎教育部長（丸山理佳）双方のメリットはあるかもしれないですね。

◎スポーツ青少年課長（大和宏行）だんじりの各町の連合会のようなものの事務局をスポーツ青少年課が担っていることもありまして、そのきっかけで後援をとり

- にくることになったのかなと思います。
- ◆教育委員（池島明子）教育委員会だけじゃなくて、高齢介護課や社会福祉協議会とかの後援もお取りになられているのでしょうか。
 - ◎教育政策課（三上達朗）もともと認知症サポーターの事務局が社会福祉協議会の中にございます。本市の高齢介護課が窓口となっており、そちらの方も後援を出していると聞いております。
 - ◆教育委員（澤田久子）7番の中身と団体について教えてください。
 - ◎教育政策課（三上達朗）事業の内容としては、公園内に謎解き問題を設置して、親子でウォーキングしながら謎解きをするというイベントです。
 - ◆教育委員（澤田久子）泉大津市にある団体ではないのですか。
 - ◎教育政策課長（大塚和弘）東京の団体です。
 - ◆教育委員（澤田久子）全国でこういうことをしていて、たまたまこっちの方で行うから申請があったということですか。
 - ◎教育政策課長（大塚和弘）府内のいろいろな公園で実施されるので、他市の教育委員会の後援も申請予定というなかで、本市にも申請がありました。
 - ◆教育委員（澤田久子）各学校にチラシを置いてほしいとかはあるのですか。
 - ◎教育政策課長（大塚和弘）学校へのチラシ配布に関しては、今のところ話はないです。
 - ◆教育委員（池島明子）実施日の期間が長いので、今ご説明いただいたように大阪府のいろいろな公園のなかに、泉大津市に近い公園があるから申請があったのでしょうか。
 - ◎教育政策課長（大塚和弘）岸和田の公園などが含まれていました。
 - ◎教育政策課（三上達朗）土日を開催日として、計22回実施予定です。
 - ◆教育委員（西尾剛）具体的に謎解きラリーとは何をするのですか。
 - ◎教育政策課（三上達朗）対象が未就学児から小学生となっておりますので、簡単な計算等しながらウォーキングをするというイベントです。
 - ◆教育委員（奥健一郎）後援名義の議題になると、毎回こういうような話になっているような気がしております。最終的には了解となるケースがほとんどだと思うのですが、主催者の方々におかれましては、イベントの冒頭挨拶の時にイベントの趣旨について説明すると思うのですが、その際にこういうことをしていて、こんな教育的効果も得られるイベントですという、教育上の意義目的というのを明確に話してもらうことが必要なのではないかと個人的には思っております。
 - ◎教育政策課（三上達朗）申請に際しては、内容を確認して承認しておりますが、近隣市は特段問題意識がないということで、事務局としては参加金額や安全性などの判断基準に困っているところがあります。
 - ◆教育委員（奥健一郎）判断基準というよりは根拠じゃないかと思えます。承認した根拠、判断基準を明確にというのは非常に難しいことですが、個別のケースごとに、なぜそれを承認したのかという根拠。それをこちらが述べられない。主催者の挨拶でも述べられない。それはおかしいのではないかと考えています。なので、最低限なぜ承認したかということ、そして、開催する人たちが教育的効果を簡潔に述べるということが大切だと思っております。
 - ◎教育政策課長（大塚和弘）目的や効果を事業の冒頭、挨拶で発信していただくということについては、この特定非営利活動法人たしざんにつきましては、謎解き冒険ラリー中心に事業を展開しておりますので、ホームページ等で、学びであったり地域活性化であったりという目的は掲載がございます。実際事業の当日に、事業の効果や目的についてお話されているのかというところは、なかなか追いつくところではございますし、他の事業を見ても、例えばチラシの中に盛り込む

ことを条件とするとなると、他の自治体の後援名義も申請されている場合に、調整が非常に難しい部分も出てくるかと思しますので、その辺りも含めて意見交換会で情報収集の結果を報告させていただきますが、調査研究をこれからも進めていきたいと思っております。

- ◆教育委員（西尾剛）ある程度、社会的・一般的に認められているような団体であれば、それ自体長く存在しているということで、ある程度信用性があるって、後援することは良いと思うのですが、あまり歴史がないというか、あまり知らない団体については、確かにパンフレットとかホームページを見れば、どれも良いように書いてはいますが、果たしてその通りかどうかというのはわからない。そこは一般的には慎重であるべきではないかなと思っております。僕は根深い不信がありまして、無償で世のため人のために事業を行う団体、もちろんいらっしゃいますが、そんなには無いのではないかと考えていて、やっぱり何かの利害関係があるということが多いのではないかと考えていますので、承認するにあたっては、単にホームページとか資料だけを見てということではなくて、歴史的に認められた団体かそうでないかによって、慎重さを変えても良いのではないかと考えています。
- ◆教育長（竹内悟）このまま議論を進めていっても答えはなかなか出ないので、意見交換会の方で再度議論をしていただきたいと思います。

※報告第15号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。
については、日程第3を非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第3は非公開とします。

午前10時45分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員